

## 長野平青学園同窓会会則

第1条 この会は長野平青学園（以下「学園」という。）同窓会(以下「会」という。)と称し、事務局は学園内に置く。

第2条 この会は、会員相互の親睦を図るとともに、学園の後援を目的とする。

第3条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 同窓会の総会の開催
- (2) その他前条の目的を達成するために必要と認める事業

第4条 この会は次の者で組織する。

- (1) 正会員 学園の卒業生  
学園に在学した者で入会を希望する者
- (2) 特別会員 学園の教職員  
学園に在職したもので入会を希望する者

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、会計1名、監事2名及び幹事（実行委員）及び顧問若干名  
なお、学校長及び学園事務局長は常に顧問となる。

第6条 役員を選出は次による。

- (1) 会長及び監事は、総会の議決により、会長が会員のうちから委嘱する。
- (2) 副会長は、総会の議決により、会長が会員のうちから委嘱する。
- (3) 幹事（実行委員）は会長が委嘱する。
- (4) 役員任期は3年とする。ただし再任を妨げない。
- (5) 第5条に記された者のほかの顧問は、幹事会で決定する。

第7条 会長は、会務を統括し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

なお、補欠によって就任した者は、前任者の残任期間とする。

第8条 この会に次の機関を置く。

- (1) 定期総会は毎年1回開催する。  
総会において議する事項は次のとおりとする。
  - ① 会務及び事業報告
  - ② 決算の承認及び予算の決定
  - ③ 会則の改正
  - ④ 役員を選出
  - ⑤ その他の重要事項
- (2) 臨時総会は、幹事会が必要と認めた場合に開催する。
- (3) 幹事会は会長・副会長・幹事及び顧問で構成し、総会に付すべき事項等について協議するほか、必要に応じて開催する。

第9条 会議は会長が召集し、出席者の過半数で議決する。

第10条 この会の経費は、会費及び寄付金・その他の収入をもって充てる。

第11条 この会の会費は、会員一人5,000円とする。

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は平成19年11月28日から施行する。